

本ガイドラインについて

＜本ガイドラインの対象＞

本ガイドラインは、都市公園の整備・管理を行う担当者を対象としている。都市公園担当者が、公園の整備（再整備を含む）や管理運営のあり方を検討するにあたって、連携ということを通じて、都市のよりよい景観形成を実現されるための参考となるものとして作成したものである。

＜本ガイドラインのねらい＞

都市公園はまちの景観形成の要である。都市公園を核として良好な都市景観を形成するためには、公園自体が良好な景観を形成することはもとよりであるが、隣接施設と連携して公園を中心とする一帯に良好な景観を創出することが極めて重要である。また、隣接施設と連携した景観形成は、公園の利用しやすさの向上にもつながるものである。即ち、公園の景観形成にあたっては、周辺施設と連携することが不可欠であるということができる。

ここで連携を考えるべき隣接施設とは、隣接する道路、河川、公共施設、民間施設、さらに周辺街区まで幅広い。また、都市公園を計画・整備する時だけでなく、管理運営における連携も重要である。

本ガイドラインは、都市公園が、周辺施設との幅広い多様な連携を通じて良好な都市景観形成により一層貢献することを目的としており、自治体等の都市公園の整備・管理担当者が、本ガイドラインを参考として、それぞれの地域の特性に応じて多様な連携のあり方を創意工夫されることを期待するものである。

＜本ガイドラインの構成＞

本ガイドラインは、「第1部 連携のステップ」で周辺施設との連携により良好な景観形成を実現する一般的な留意事項を段階に分けて示し、「第2部 隣接施設に応じた連携」では連携する周辺施設の種類ごとに留意点を示している。また、「事例集」ではこれらの参考となる国内外の事例を収録している。

隣接施設・街路等と連携した都市公園の整備・管理ガイドラインの構成

第1部 連携のステップ

第2部 隣接施設に応じた連携

事例集（国内事例、国外事例）

